

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 ボランティアセンター設置規程

昭和 61 年 7 月 22 日

神栖協規程第 12 号

(設 置)

第 1 条 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会にボランティアセンターを設ける。

(名 称)

第 2 条 このボランティアセンターは、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会ボランティアセンター（以下「センター」という。）という。

(事 務 所)

第 3 条 このセンターの事務所は、茨城県神栖市溝口 1 7 4 6 番地 1、神栖市保健・福祉会館内に置き、センターに関する事務は、本会事務局が行う。

(目 的)

第 4 条 このセンターは、住民の善意とボランティア活動の啓発、推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第 5 条 このセンターは、第 4 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ボランティア活動振興のための事業。
- (2) 善意金品の預託及び払い出し。
- (3) その他、目的達成に必要な事業。

(運 営 委 員 会)

第 6 条 このセンターの適正な運営をはかるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会については、別に定める。

(設 備)

第 7 条 このセンターは、第 5 条に定める事業に必要な設備、図書などを整備するものとする。

(職 員)

第 8 条 このセンターには、事業の実施に必要な職員を置く。

(簿 冊)

第 9 条 このセンターには、第 5 条に定める事業の実施状況を明らかにするための簿冊を備えておかなければならない。

(経 理)

第 10 条 このセンターの事業に関する経理は、常に明らかにしておかなければならない。

(細 則)

第 11 条 このセンターの運営に必要な細則は、別に定める。

付 則

- 1 この規程は、昭和 61 年 7 月 22 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。（改訂第 15 号）
- 3 この規程は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。（改訂第 46 号）